

一やんばー^一 STOP! THE ハッ場ダムニュース



IN 埼玉

No.14 2007.6.9.

ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会 代表 藤永知子 TEL/FAX 048-825-3291

★新裁判長に

「公正で、しかも市民にわかりやすい」裁判を期待する

新年度になり、豊田裁判長から新裁判長となられた遠山廣直裁判長の訴訟指揮のもとで、最初の裁判が4月25日に行われました。今回は、今まで通り原告の陳述および野本弁護士のパワーポイントによる治水面での再反論を行うことができました。(次ページの報告参照)

しかし、他県の裁判では、裁判長の訴訟指揮次第でパワーポイントを使用できないことや、原告の陳述回数などが制限されるなど、市民感覚では疑問に思うような実態が少なからずあります。

今後、新裁判長がどのような訴訟指揮を執られるかはわかりません。私たち県民が、この無駄な公共事業である八ッ場裁判に高い関心を持ちつづけていることを法廷で示すことで、この裁判の意義を裁判官にご理解していただきたいと思います。これからもさまざまな観点から八ッ場ダムが有害無益であることを法廷で明らかにし、八ッ場ダムへの県の巨額な公金支出の差止め訴訟に勝利し、ダムの本体工事に入る前にこの事業をストップさせましょう。

さらに私たちは、この裁判を通して一つのダム問題に止まらず、海と森をつなぐ川をどのように考え、未来に何を残すべきかを問うています。今一度、立ち止まって八ッ場ダムという大型公共事業の必要性を納税者である私たちが、考え、行動すべきではないでしょうか？

(藤永知子)

●次回裁判● 6月13日（水）午前11時～

内容／原告から暫定 水利権に関する準備書面を提出予定

豊田裁判長から交代した遠山廣直新裁判長の訴訟指揮の下で2回目の裁判です。県民がいかに無駄な八ッ場ダム問題に関心を持っているかを示すためにぜひ傍聴にいらして下さい。傍聴者の多寡で、裁判のあり方にも影響します。ぜひ法廷にお越し下さい。

★場所：さいたま地裁 105号法廷



八ッ場ダム埼玉訴訟

第12回口頭弁論期日の報告

弁護士 野本夏生

埼玉訴訟の第12回口頭弁論期日が4月25日午前11時からさいたま地裁105号法廷で行われました。

今回の期日では、冒頭、裁判長の交代に伴う「弁論更新手続」が行われました。前任の豊田裁判長は、パワー・ポイントを使っての意見陳述をほぼ希望どおりに認めてくれたり、被告側の訴訟代理人に対しても提出した書面の要旨を口頭で説明するよう毎回促すなど、傍聴席にも分かり易い訴訟指揮を工夫してくれていました。新裁判長（遠山廣直裁判長）の下においても、このような開かれた法廷が維持されるか注視していかなければなりません。

弁論更新にあたり、原告を代表して、藤永さんから八ッ場ダム訴訟の意義を訴える意見陳述を行いました。引き続き、提出した治水問題についての補充準備書面（準備書面(10)）の内容を、嶋津さんが準備されたパワー・ポイントを使って野本が解説しました。直前の準備となつたため、多少、分かりにくいくらいがあったかも知れませんが、概ね好評だったかと思います。

その後、原告側が求めた文書送付嘱託（国土交通省に八斗島上流部流出計算の基礎資料の提出を求めるもの）が、他地域に先がけて採用されました。治水補充書面の内容をパワー・ポイントで解説し、国交省の説明内容の矛盾を裁判官に具体的に指摘できたことが功を奏したのだと思います。国交省がどのような文書を提出していくのか、その対応が注目されます。

被告側からは、前々回の期日に原告側が求めた暫定水利権に関連した求釈明への回答が提出されました（準備書面(11)）。県側は、八ッ場ダム事業に参画することが水利権を手当する引換え条件となっているとの主張をしていますが、そうした条件を具体的に記載した書面は存在しないことが今回の回答から明らかになっています。

次回は、6月13日（水）午前11時から同じく105号法廷で行われます。主張のやり取りは終盤を迎えます。ぜひ、足をお運びください。



八ッ場ダム裁判

第12回口頭弁論傍聴記

田沼 博明

4月25日12回目の口頭弁論は、裁判官の交代に伴い、原告を代表して藤永知子氏が意見陳述を行いました。藤永氏は「八ッ場ダムは日本一高価なダムであるのに寿命が短く、利水面でも、治水の面でも必要性はない。災害を誘発し、予定地の環境をも破壊する八ッ場ダム建設のために埼玉県民が負担させられるのは、利子も含めて1200億円となる。百害あって一利もないダムの建設は何としてもストップさせなければならず、裁判官には市民に分かりやすい裁判と、勇気ある英断を求める。」と述べられました。

次に原告代理人の野本弁護士が、2月7日に被告側から提出された八ッ場ダムの治水に関する反論に対する再反論と補充を、今回も認められたパワーポイントを用いて行い「利根川の基本高水流量22,000m³/秒は机上の計算で求めた虚構であり、八ッ場ダムの洪水調節計画は実際の洪水と乖離している。」と述べられました。

私は、床上浸水などの水害体験はありませんが、台風の夜に山梨県の民宿に泊まった時、隣家が鉄砲水で押し流されるという災害に遭遇したことがあります。雨が上がった翌朝、破壊された家の残骸に流れ込んでいた大量の土砂を目にした時の衝撃は、今でも忘れることができません。水害の凄まじさを体験している私の住む隣町の鷺宮町には、今も「キャサリン台風の時にここまで浸水した」という表示板がいくつも見られ、60年もの歳月を経た水害を語り継いでいます。

「川を治める者が国を治める。」などと言われてきましたが、今でも行政に携わる者にとって「忘れた頃にやってくる災害」への“備え”は、必須のことなのでしょう。だから、被告は「もしも」を恐れ、高水流量を多めに想定してしまうのでしょうか。それは、毎年「異常気象」と言われ、「異常」がまったく当たり前の気候となってしまった今日、想像を絶するような豪雨が日本を襲い、大洪水に市民が見舞われる可能性が皆無とはいえない状況の中では、やむを得ないような気もします。でも、それならばなぜ、治水をダム中心に考えるのでしょうか。

利水を目的としている八ッ場ダムは、夏場の渇水に備えて水を貯えておきます。でも、その夏場にこそ洪水を引き起こす可能性のある台風が襲ってきます。治水をも目的としているダムが、洪水に備えるため放水してダムを空にしてしまったのに、台風が雨の恵みをもたらさなかったとしたら、夏の水需要への対応は不可能になってしまうでしょう。利水と治水という、矛盾する目的で建設される多目的ダムが、本当に利水にも治水にも役立つのでしょうか。ダムに洪水を溜め、堤防を強化・高度化し、河道を直線にして早く洪水を海に流してしまおうという近代河川工法の中で、この国は「洪水」を「災害」にしない“知恵”をなくしてしまったのではないのでしょうか。

かつて「お留め山」を称されていた頃の広葉樹林に比べれば、杉ばかりがひしめいている今の森林の保水力ははるかに劣るでしょう。でも、現在の針葉樹林でさえキャサリン台風が日本を襲った頃とは比較にならないくらい、保水力を盛り返しています。ダムよりも、間伐や枝打ちなどを施して森林に手を入れる方が、はるかに安いコストで保水力を高めることができます。でも、この国では森林に投げる費用など比較にならないくらいの巨費をダム建設に投じています。それは、治水や利水を考えているからではなく、「ダムを作ること自体が目的になっている」からではないでしょうか。

住民に安全な生活を保証する責任を負う地方「政府」であるはずの埼玉県は、他人事のように「治水に関する基準、意見はいろいろあるとしても、それは、国の政策・判断に係るものである。」などと平然と準備書面に書き、市民をこの裁判から排除しようとしています。そのような無責任な反論を提出し、出廷している県の職員たちは一体何を思いながら、原告の主張を聞いているのでしょうか？

私も、彼らの組織に入ったとしたら、無表情に裁判が早く終えるように念ずることしかできないのかもしれません。でも、何のために行政はあり、何のために人は働くのでしょうか。県の職員と並んで裁判を傍聴しながら、私はいつもそんなことを自問しています。そして、やはり「裁判は民主主義へ至るための学校」であることを知らされるような気がします。

次回6月13日午前11時、浦和地裁103号法廷で行われる13回目の公判は、また多くの方の傍聴をいただきたいと思っています。

ハッ場ダムの施主は首都圏に住むあなたです。

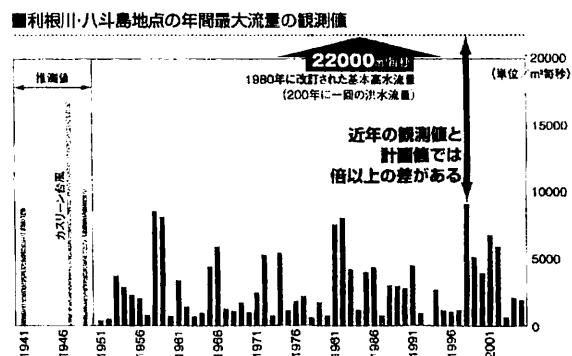
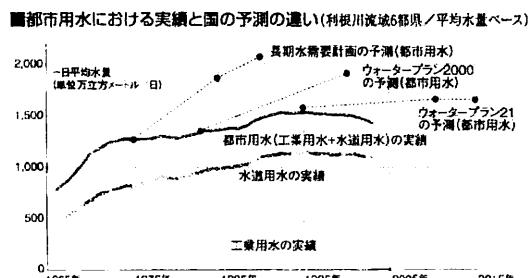
今ならまだ止められます—孫子の世代に負の遺産を残すダム計画をこのまま進めて良いのでしょうか。

首都圏は水あまり、人口は急減期へ

人口減少の時代、今後、ダム建設の目的の一つである、関東地方の水需要も減少し、水あまりに拍車がかかります。ダム建設は大幅に遅れ、予定の2010年度完成の見込みはありません。

非現実的な治水計画

国が推進する利根川の治水計画は、ここ50年以上の実測値の倍以上という、過大な洪水流量を想定した非現実的なものです。



～水没予定地からの便り～

◆代替地計画は今・・・



今年も八ッ場に新緑のシーズンがやってきた。川原湯の温泉街では建物が少なくなったせいで、あたりの風景が今までよりよく見える。“山笑う”季節だというのに、対岸の川原畠の山々はだいぶ切り崩されている。ダム計画を受け入れる前の川原湯は、世帯数が200余りだったが、今では50世帯をわっている。川原畠のほうは、80世帯が20世帯へと、全水没予定の両地区は世帯数が四分の一に縮小した。

五つの水没予定地の中で、川原湯はもっとも大きな集落だが、代替地の分譲開始はいちばん遅れて今秋になるという。国交省のPR館では、「付け替え国道が通らないのは川原湯だけだから」と理由を説明していた。なるほど、代替予定地に立ってみると、道路事業と一体の代替地計画であることがよくわかる。

川原畠の代替地は、草津へ向かう付け替え国道が吾妻渓谷のトンネルを出てすぐの所にある。諏訪神社の新しい社殿が完成し、代替墓地にも真新しい墓石が並び始めた。だが、6月に分譲開始というのに、未だに水道も引かれていない。

国道は四車線高規格の予定で用地買収が進められているが、吾妻渓谷から川原畠の代替地までの区間はまだ手つかずだ。このあたりはじしゃだいら二社平と呼ばれる地すべり地帯で、今の国道も鉄道も、ここだけ迂回して対岸の川原湯を通っている。二社平では現在、代替地造成の盛り土工の護岸工事が行われており、温泉駅からは山肌がえぐられた工事現場がよく見える。地質が悪いため工事が難航し、業者が何度も変わっているという。

周辺整備が進んでいないのは川原湯も同じだ。温泉駅の移転予定地では国交省の用地買収が始まっていないし、JRも県道も途中で切れたままだ。こんな状態で代替地を分譲して大丈夫だろうかと心配になるが、いちばん不安なのはそこに住む予定の地元民であろう。

2003年に始まった代替地の交渉では、国の提示した分譲地価が周辺地価よりも高く、災害の不安もあることなどから、住民と国との話し合いが紛糾した。しかし住民が粘っても国は譲歩せず、最後は「交渉が終わらなければ、代替地の造成が遅れる」との脅し文句で、2005年に分譲基準の調印にこぎ着けた。その後、代替地計画に見切りをつけて故郷を捨てた住民も多い。国交省は住民の減少、下流都県からのコスト削減の要望などを理由に、代替地計画、農林業対策の大幅縮小を決めた。

他所へ移転すれば補償金を貰える。けれども、故郷を捨てることはお金で埋め合わせのつくものではない。衰退が止まらない地域で、一軒一軒が個々の事情を抱えながら、55年目を迎えたダム事業の中で苦悩している。

下流の都市の繁栄のためにと計画された八ッ場ダム事業は、少数者である山村の住民の犠牲を前提としたものだった。現状では、八ッ場ダムの反対運動は、下流の納税者からの異議申し立てという形をとっている。確かに、八ッ場ダムはムダな公共事業の典型にちがいない。都市住民がダムに反対の声を挙げるのは当然であろう。

しかし、都市の側の都合だけを優先するならば、地方は衰退する一方だ。八ッ場の実態は、全国の“限界集落”と共に通する問題をはらんでいる。少数者の不幸を省みない社会は、大多数の人々にとっても幸せな社会とはいえない。ダム中止とともに、長年犠牲になってきた地元民の生活再建を考えるという視点が、ダム問題の真の解決には欠かせない。

◆川原湯のコンサート



さる5月12日、川原湯温泉で加藤登紀子さんの野外コンサートが開催された。水没予定地の住民をダムの重みから開放したい、音楽を通して一時でも楽しいときを共有したいという歌手の申し出に、地元が応えて実現した無料コンサートだ。

ダム事業を前提とした地域の住民にとって、ダム計画見直しを訴える「八ッ場あしたの会」を代表する登紀子さんを受け入れるのは、大きな決断だったにちがいない。それでも四面楚歌の現状から脱するために、川原湯の住民はみずからコンサートの準備を始めた。行政の手を借りずにイベントに取り組むのは、何十年ぶりのことだという。

コンサートのタイトルは“縁日”。その日、その場に集う人々がつながり合うようにとのメッセージには、ダムによって分断された人間関係の再生を願う想いが込められていた。あしたの会の呼びかけに応じた下流の人々も、観光客としてコンサートに参加した。

アスファルトのコンサート会場にゴザが敷かれ、舞台の下にはプランターが並べられた。風が心地よく吹き渡る中、麦わら帽子の登紀子さんが登場する。背後には、日の光を浴びるまだら模様の緑の山々。ゴザの間を歩きながら、ビールを片手に、聴衆に語りかけるように歌う登紀子さん。いつも下を向いて暗い顔をしている地元の旅館主らが、若草色のハッピを着て、肩を組んではしゃいでいる。

「この空を飛べたら」を歌った登紀子さんは、聴衆の中に座っている嶋津暉之さんのもとにつと歩み寄り、八ッ場ダム中止を寓話的に描いた『鳥たちの舞うとき』（高木仁三郎著）の話を始めた。地元の人たちも、ダム事業を望んでいるわけではない。むしろ心の奥では、下流の人々より痛切に、ダムが止まることを願っている。こうした聴衆の声にならぬ思いを汲み取った見事な演出で、コンサート会場には不思議な一体感が生まれていった。最後に、「Never give up tomorrow」、「ふるさと」を全員で合唱した。

このコンサートが一時の夢であったのか、それとも、大事な歴史の一コマであったのか、それは今はまだわからない。けれども外部と地元の住民が、音楽を通して集いえたことは、ともかくも嬉しいことだった。代替地計画の見通しは暗く、住民が苦しみを脱する日がすぐに来るとは思えないが、現地の人々が置かれている状況に下流の人々が関心をもつことが、共生の時代へ向かう第一歩になるのだと思う。

(八ッ場あしたの会 渡辺洋子)

(12) 節水のすすめ



最高級の水道水源である地下水への依存率を高めるためには、雨水の地下浸透を全面的に推進して地下水の涵養量を増やす必要があることを前号で述べた。そして、同時に節水徹底の施策を進めることも必要である。節水の徹底により、水道給水量の規模が小さくなれば、それだけ地下水に依存する割合を高めることができる。

節水というと、さほど大きな効果がないと誤解されることがあるが、実際には大きな削減効果がある。行政として節水の推進に真剣に取り組んできたのは福岡市である。福岡市は1978年の大渴水を契機に、節水型都市づくりに取り組んできた。

節水施策の第一は、節水型機器の普及である。節水型機器の機種を指定してその設置を指導してきた。

第二は節水意識の向上である。社会科副読本による節水教育や新住民への節水パンフレットの配布などである。第三は大型建築物への雑用水道（トイレ等への排水の再利用）の設置指導、第四は配水管の余剰水圧をなくすための施設整備である。福岡市は、2003年に、節水型都市づくりをあらためて宣言するため、節水推進条例を公布した。この取り組みによって福岡市は給水量を削減してきた。一人当たりの家庭用水を比較すると、福岡市の約200㍑に対して、首都圏の各都市は250㍑前後であるから、25%も大きい。最近は水洗便器や洗濯機、食器洗浄機といった水使用機器は節水型であることが重要なセールスポイントになり、各都市で節水型機器の普及が自然に進みつつあるが、それでも福岡市に比べると、節水のレベルはまだまだの状態である。

最近は節水型機器の進歩がめざましい。水洗便器の1回あたり使用水量はかつては13～18㍑もあったが、今は6㍑以下になっている。このように優れた節水型機器の普及を最大限に進めていけば、福岡市よりさらに給水量を小さくできるに違いない。

最も安全でおいしい水道水源は地下水である。現在の水道行政は、地盤沈下対策を理由に地下水削減の方向を打ち出している。しかし、首都圏の各地域では地盤沈下はすでにほぼ沈静化しており、現状以上の地下水を利用し続けることに何ら問題はない。数十年前には地下水の過剰汲み上げで一部の地域で地盤沈下がひどく進行した時代もあったが、揚水規制による地下水汲み上げ量の減少で地盤沈下は過去のものになりつつある。沈下進行の時代につくられた地下水削減計画が今なお生き続けているのは、それがダム建設計画とリンクしているからに他ならない。八ヶ場ダム等のダム計画を推進する理由として、すでに必要性がなくなった地下水削減が謳われているのである。

これから水道行政はその方向を180度変えて、雨水地下浸透の全面的な拡大と節水徹底の施策の推進により、水道の地下水依存率を高め、市民が安全でおいしい自己水源「地下水」をより多く享受できるようにしていくべきである。

・シンポジウム報告・



5月20日午後、全水道会館において利根川流域市民委員会主催のシンポジウム「利根川の未来を市民の手に！」が、満場の参加者の熱気の中で開催された。

現在、国土交通省は利根川水系の治水対策や水利用の事業内容を決定する河川整備計画の策定を進めている。埼玉の会はこの利根川流域市民委員会に35の他団体と共に参加している。

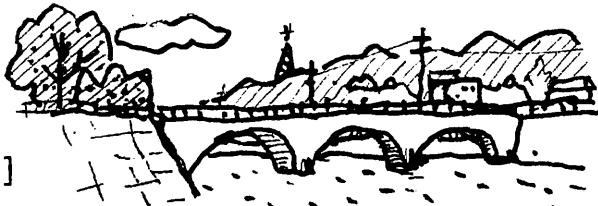
同委員会は「利根川においてこれからは八ツ場ダムをはじめ大規模開発事業を中止し、過去の開発によって失われた自然の回復に取り組むべきである」として住民参加の流域委員会を求めたが、国交省は公聴会やHPで意見募集することとした。

その中で開かれたシンポでは、住民参加の「淀川流域委員会」の設置・運営に関わった元・近畿地方整備局河川部長の宮本博司氏の講演を皮切りに5人のパネリスト（有識者会議委員の岡本雅美氏と鷲谷いづみ氏 アサザ基金代表飯島博氏 前述の宮本氏 共同代表の嶋津暉之氏）とコーディネーターの吉田正人共同代表で、整備計画についてパネルディスカッションを行った。非常に中身の濃い充実した内容で、有意義なシンポジウムであった。

(次回で詳細について報告予定)

●インフォメーション

「川の全国シンポ」



◆日時／2007年 8月11日[土]・12日[日]

◆会場／徳島大学蔵本キャンパス 大塚講堂

770-8503 徳島県徳島市蔵本町三丁目18-15 Tel 088-633-9649

◆主催／「川を流域住民（あなた）が取りもどすための全国シンポジウム」

実行委員会（実行委員長 宇沢弘文）

*参加資格 自由（シンポジウム前売り券をご購入下さい。当日券もあります。）

◆シンポジウム参加費／前売1000円、当日1200円（1日のみでも、2日参加でも）

八ツ場ダムをストップさせる埼玉の会

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和3-12-3-601 藤永 知子 方

TEL/FAX 048-825-3291

*八ツ場ダム訴訟 <http://yamba.sakura.ne.jp/>

*八ツ場ダムを考える会 <http://www.yamba-net.org>